

平成 30 年 7 月豪雨等による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
 - ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。
 - ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所等が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）※
 - ※ 制度利用にあたっての留意事項
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

- ※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。
- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・風評被害により、観光客が減少した場合

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 1 月 4 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する
- ⑥ 平成 30 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

新潟労働局管内ハローワーク一覧表

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
新潟労働局職業安定部 職業安定課	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025-288-3507
ハローワーク新潟	〒950-8532 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館1・2階	025-280-8609
ハローワーク長岡	〒940-8609 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎内	0258-32-1181
ハローワーク小千谷 (出張所)	〒947-0028 小千谷市城内2-6-5	0258-82-2441
ハローワーク上越	〒943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内	025-523-6121
ハローワーク妙高 (出張所)	〒944-0048 妙高市下町9-3	0255-73-7611
ハローワーク三条	〒955-0053 三条市北入蔵1-3-10	0256-38-5431
ハローワーク柏崎	〒945-8501 柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内	0257-23-2140
ハローワーク新発田	〒957-8506 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内	0254-27-6677
ハローワーク新津	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内	0250-22-2233
ハローワーク十日町	〒948-0004 十日町市下川原町43	025-757-2407
ハローワーク糸魚川	〒941-0067 糸魚川市横町5-9-50	025-552-0333
ハローワーク巻	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4087	0256-72-3155
ハローワーク南魚沼	〒949-6609 南魚沼市八幡20-1	025-772-3157
ハローワーク小出 (出張所)	〒946-0021 魚沼市佐梨682-2	025-792-8609
ハローワーク佐渡	〒952-0011 佐渡市両津夷269-8	0259-27-2248
ハローワーク村上	〒958-0033 村上市緑町1-6-8	0254-53-4141

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
新潟労働局職業安定部 職業対策課助成金センター	〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1階	025-278-7181